

ご遺族のための

おくやみハンドブック

～必要なお手続きのご案内～ 山口市

ご家族のご逝去を悼み、謹んでお悔やみ申し上げます。
ご家族が亡くなられた際には、
市役所をはじめとして様々な手続きが必要となり、
手続きにかかる時間やご負担も大きなものとなります。
このおくやみハンドブックが、
今後の様々なお手続きのお役に立てることを願っております。

死 亡

病院等

死亡診断書の受領

医師からの証明が記載されています。左側が死亡届の記入用紙になっています。

葬儀会社等

葬儀・火葬日程の打ち合わせ

葬儀会社を利用する場合、葬儀日程の決定後、葬儀会社が市役所窓口で火葬場の予約を行います。

市役所窓口

死亡届に関する手続き

死亡届の提出

窓口を持参するのは、ご親族や葬儀関係者の方でもかまいません。

火葬許可の申請、火葬許可証及び斎場利用許可書の受領

申請書を提出し、火葬許可証及び斎場利用許可書を受領します。
(申請書用紙は窓口でお渡しします。)

火葬場

ご予約した火葬場で、火葬となります

<必要なもの> ・火葬許可証及び斎場利用許可書

※火葬許可証は火葬後にご遺族に返却いたします。
納骨の際に必要となりますので、大切に保管してください。

手続き準備
今後の手続きについて
ご遺族でご相談され、
ご準備ください。

ページ
2~3

このハンドブックは、死亡届の提出の際にお渡しします。
次回、市役所にお手続きにいらっしゃる際は、
こちらのハンドブックをお持ちいただくと、
スムーズにご案内ができます。

死亡に伴う手続き (給付の申請や名義変更など)

市役所での手続き

火葬後、落ち着いたら、まずは市役所窓口へ。
市役所関係の各種手続きの届出、申請を行ってください。

- 必要な手続きや持ち物は、このハンドブックであらかじめご確認ください。
- 手続きできる方(相続人等)以外の方が代理人として市役所窓口で手続きしたい場合には、「委任状」が必要となります。
- 市役所以外での手続きに必要な証明書(戸籍謄本など)も取得できます。(4ページを参照)

市役所以外での手続き

(銀行、電気、ガス、法務局など)

亡くなった方の状況に応じて様々な手続きが必要となります。
代表的な手続について、このハンドブックでもご案内しています。

これらは一例です

遺産分割協議

相続・相続放棄・限定承認

銀行口座

不動産登記

各種名義変更

ページ
4~9

ページ
13~18

1 相続人代表者を決める

相続人を代表して、市役所から以下の手続きに関する書類（還付金、納付書など）を受け取る方（相続人代表者）を届出ください。

国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税

相続人代表者指定届

国民健康保険
後期高齢者医療
介護保険
市県民税
など

- 亡くなった方の納税・納付義務や還付金を受け取る権利は、相続人に承継されます。
- 家庭裁判所にて相続放棄の手続きをした方は相続人になりません。(15ページ参照)
- 相続人代表者はあくまで手続き上の代表者で、相続人代表者だけに納税・納付義務や還付・給付の権利が承継されるわけではありません。
- 還付金を相続人代表者が代表して受け取る場合、口座を記入してください。
- 徴収金や還付金等は、相続財産として相続人当事者間で清算してください。

※お墓の承継は、別に手続きが必要となります。

※軽自動車等を所有している場合は、別に廃車・名義変更等の手続きが必要となります。

※相続人代表者指定届の様式は、該当する方が多い手続きのため、死亡届の提出時にお渡ししています。

2 委任状を用意する（必要な場合のみ）

手続きできる方（相続人等）以外の方が代理人として市役所窓口で手続きしたい場合には、「委任状」が必要となります。

委任状の作成は、この手続きガイドの22ページのひな形用紙をお使いください。

※市役所での手続きは、手続きごとに手続きできる方が決まっています。

手続きできる方は相続人である場合が多いですが、異なる場合もありますので、4ページから9ページの「手続きできる方」欄を確認し、「手続きできる方」に委任状を作成してもらってください。

※必要事項を必ず、すべて委任者(依頼する人)が記入してください。

委任状

ひな形用紙
(22ページ)

3 おくやみ窓口を予約する（前日まで予約可） （山口市役所本庁舎で手続きされる場合のみ）

※各総合支所でもお手続き可能です。（詳しくは、3ページ「本庁舎以外の窓口について」に記載しています。）

山口市では、一部の手続きについて、市役所の窓口をあちこち回らず、わかりやすく簡単に済ませていただけるよう、「おくやみ窓口」を開設しています。（「おくやみ窓口」の詳細は3ページに掲載）

「おくやみ窓口」は、オンラインや電話で事前予約された方が優先での受付となります。予約なしで来庁された場合、長時間お待たせする場合があります。あらかじめご了承ください。

【予約問い合わせ先】

<オンライン予約の場合>

事前予約専用Webページより希望の日時を予約してください。

※ 来庁時に予約番号または予約時に発行された二次元コードが必要です。

■山口市オンライン窓口事前予約について

<https://booking.qsystem-info.info:8453/qmaticwebbooking/index.html#/>

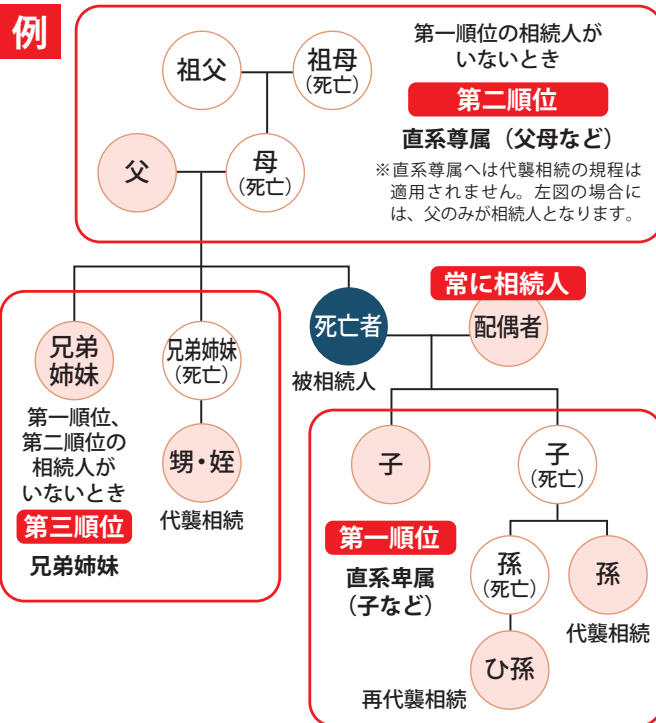
<電話予約の場合>

■山口市役所総合窓口課（おくやみ窓口）

083-934-2780



山口市 おくやみ窓口 検索



参考：法定相続人の順位と範囲 （遺言による相続を除く）

- 本来相続人となる被相続人の子又は兄弟姉妹が既に死亡していた場合などに、その相続人の子が代わりに相続することを「代襲相続」といいます。
※甥・姪が死亡していた場合には、それ以上の代襲はありません。

- 「相続人がいないとき」には、前順位の相続人全員が相続放棄したことによる順位変更も含まれます。

ご遺族のもの

- 手続きにいらっしゃる方の「本人確認書類」
- 受取口座番号がわかるもの（預金通帳やキャッシュカードの写しなど）
- 年金、税、保険手続きの場合、手続きできる方（4 ページ以降参照）のマイナンバーがわかるもの（マイナンバーカード、住所・氏名に変更のない通知カード、住民票）
- 埋火葬許可証（山口市営墓地に納骨する日が決まっている方）
- 喪主であることが確認できる書類（後期高齢者医療に該当する方のみ）
- 代理の方が手続きされる場合は「委任状」（22 ページに掲載）

該当する方
のみ

- 法定相続人ではない方が遺言書によって相続人となる場合は、公正証書遺言、検認済みの遺言書をお持ちください。

亡くなった方のもの

- 基礎年金番号が記載されているもの
- 亡くなった方が市役所から交付を受けていたもの（お手元にあるもののみでかまいません）
 - 国民健康保険資格確認書
 - 介護保険証
 - 後期高齢者医療資格確認書
 - 福祉医療費受給者証
 - 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 など

そのほかの持ち物は、手続きごとに異なります。
必要な手続きと持ち物は

チェックリスト 4 ページ～9 ページでご確認ください。

おくやみ窓口の開設について（山口市役所本庁舎）

山口市役所本庁舎では、おくやみに関する手続きのうち、市役所へ届出・申請いただく分について、市役所の窓口をあちこち回らず、わかりやすく簡単に済ませていただけるよう、おくやみ窓口を開設し、各種手続きの受付やご案内をしています。「おくやみ窓口」は、オンラインや電話で事前予約された方が優先での受付となります。（予約方法は 2 ページに掲載）



まとめて受付できること


ワンストップサービス

書かない窓口

- ・亡くなった方やご遺族の状況に応じて、市役所で必要な手続きをご案内します。
- ・申請書作成の補助として、住所や氏名などを印字した用紙をご用意します。
- ・簡単な手続きは、その場でまとめて受付します。（※）
- ・難しい手続きやご相談は、それぞれ専門の担当課をご案内します。
- ・市役所以外の手続きで必要となる戸籍などの証明書の申請をまとめて受付します。
※混雑して時間がかかりそうなときは、状況に応じて各担当課へご案内する場合があります。

- ・本庁舎にお越しの際は、受付番号発券機で「おくやみ」手続きのメニューボタンを選択してください。（予約された方は、予約番号または予約時に発行された二次元コードが必要です。）
- ・予約なしで来庁された場合、長時間お待ちいただく場合があります。あらかじめご了承ください。

本庁舎以外の窓口について

- ・死亡に関する各種手続きは、小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東総合支所や地域交流センター行政窓口でも可能です。
お近くの窓口をご利用ください。
※各総合支所へのアクセスは、
二次元コードをご確認ください。
- 
- ・総合支所・地域交流センターでも主な手続きは可能ですが、一部、取扱っていない手続きがあります。4 ページ以降、チェックリストの「受付窓口」欄をご確認ください。

亡くなった方の、戸籍証明や住民票の請求、マイナンバーカード

亡くなった方があてはまるものについてご確認ください	手続き	手続きできる方	必要なもの	手続き期限	該当	受付窓口	受付済
証明書 亡くなった方の住民票（除票）がほしい	除票の交付申請	<ul style="list-style-type: none"> 亡くなった方の住民票（除票）を手続きに使用する方 上記の代理人 	<ul style="list-style-type: none"> 代理人が手続きする場合、委任状が必要になります。 				
亡くなった方の戸籍証明がほしい	戸籍証明の交付請求	<ul style="list-style-type: none"> 亡くなった方と同じ戸籍に記載されている方 亡くなった方の直系親族、配偶者 亡くなった方の戸籍を手続きに使用する方 上記の代理人 	<ul style="list-style-type: none"> 代理人が手続きする場合、委任状が必要になります。 	<ul style="list-style-type: none"> ※山口市が本籍地の方の死亡届を開庁時間内に山口市に提出した場合、おおむね4開庁日以降から取得できます。 ※本籍地が山口市外の方については、戸籍証明が取得できるようになるまで2週間以上時間を要する場合があります。 	6	総合窓口課 <input type="button" value="総合支所"/> <input type="button" value="地域交流センター"/>	
亡くなった方が印鑑登録をしていた	印鑑登録の廃止	※自動的に登録廃止になります	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑登録証（カード）は処分してください。 				
亡くなった方がマイナンバーカードを持っていた	マイナンバーカードの返納手続き ※返納の義務はありません	<ul style="list-style-type: none"> ご遺族の方など 	<ul style="list-style-type: none"> 亡くなった方のマイナンバーカード 	<ul style="list-style-type: none"> ※死亡に伴う手続きで、亡くなった方のマイナンバーが必要な場合があるため、しばらくお持ちいただくことをお勧めします。 	4	戸籍住民課 <input type="button" value="総合支所"/>	

**承継
手続き**

保険料等の「承継手続き」が発生する場合 ①国民健康保険被保険者のいる世帯の世帯主 ②75歳以上、または65歳以上で後期高齢者医療制度に加入していた	相続人代表者の指定	<ul style="list-style-type: none"> 相続人代表者（相続人を代表して徴収金や還付金の書類を受け取る方） 上記の代理人 	<ul style="list-style-type: none"> ●相続人代表者指定届 相続人代表者の口座番号がわかるもの 代理人が手続きする場合、委任状が必要となります。 ※郵送での手続きの場合 相続人代表者となる方の本人確認書類のコピー 	速やかに行ってください	7 8	保険年金課	
③65歳以上の場合（介護保険）					9	介護保険課	
市税の「承継手続き」（市県民税・軽自動車税・固定資産税・都市計画税）					22	2階 市民税課 税務管理室	

亡くなった方の、受給資格・給付サービスに関すること

	亡くなった方があてはまるものについてご確認ください	手続き	手続きできる方	必要なもの	手続き期限	該当	受付窓口	受付済	
A.	75歳以上、または65歳以上で後期高齢者医療制度に加入していた	資格確認書等の返却	<ul style="list-style-type: none"> ご遺族の方 上記の代理人 	<ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者医療資格確認書 (お持ちだった場合) 特定疾病療養費受療証 	※医療機関にかかっていた方は、医療機関での精算後に返却してください。				
	→葬祭を行った場合	葬祭費の支給申請 ※葬祭を行った方(喪主)に5万円を支給します。	<ul style="list-style-type: none"> 葬祭を行った方(喪主) 上記の代理人 	<ul style="list-style-type: none"> 喪主であることが確認できる書類 (会葬礼状、葬祭費用の請求書・領収書、埋火葬許可証等(喪主氏名の要記載)) 喪主の口座番号がわかるもの 	葬祭を行った日から2年以内	8	保険年金課 総合支所 地域交流センター		
	→高額な医療費の支払いをしていた場合	高額療養費の支給申請 ※申請により、相続人に支給します	<ul style="list-style-type: none"> 相続人 上記の代理人 ※対象になる方のご遺族には、山口県後期高齢者医療広域連合から案内があります。	<ul style="list-style-type: none"> 相続人の口座番号がわかるもの 相続人であることが確認できる書類 (戸籍謄本、公正証書遺言もしくは検認済の遺言書 (いずれも写し可)) 	申請のご案内が届いてから2年以内				
B.	国民健康保険に加入していた	国民健康保険の脱退手続き・資格確認書等の返却	<ul style="list-style-type: none"> 世帯主 (世帯主が亡くなった場合)相続人 上記の代理人 	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険資格確認書 (お持ちだった場合) 各種認定証 	亡くなってから14日以内 ※医療機関にかかっていた方は、医療機関での精算後に返却してください。				
	→高額な医療費の支払いをしていた場合	高額医療費などの支給申請		<ul style="list-style-type: none"> 医療を受けた方の領収書 世帯主または相続人の口座番号がわかるもの (世帯主が亡くなった場合) 相続書 	診療を受けた月の翌月1日から2年	7	保険年金課 総合支所 地域交流センター		
	→葬祭を行った場合	葬祭費の支給申請 ※葬祭を行った方(喪主)に5万円を支給します。	<ul style="list-style-type: none"> 葬祭を行った方(喪主) 上記の代理人 	<ul style="list-style-type: none"> 喪主の口座番号がわかるもの 	葬祭を行った日から2年以内				
C.	上記以外の健康保険に加入していた場合	※同様の手続きがあります。詳しくは加入している健康保険の担当者にお問い合わせください。						健康保険の加入先で手続きしてください	
	国民年金に加入していた	国民年金の資格喪失	※死亡届の提出により、自動的に資格は喪失します						
	年金を受給していた	年金支給の停止 未支給年金の請求 ※厚生年金または共済年金を受給していた方は、年金事務所または各共済組合でのお手続きとなる場合があります。	<ul style="list-style-type: none"> 亡くなった方と生計が同一だった3親等内の親族の方 	年金証書、年金請求者の預金通帳など	未支給年金は、年金支給日の翌月初日から5年以内	7	保険年金課 総合支所 地域交流センター	案内 提出	
	→国民年金・厚生年金・共済年金を受給していた	※受付窓口でご相談ください ※お手続きは全国の年金事務所、各共済組合でも可能です。							
	→農業者年金を受給・加入していた	未支給年金等の請求または死亡届	<ul style="list-style-type: none"> ご遺族の方 	※受付窓口でご相談ください	速やかに行ってください		農協または農業委員会事務局 (3階)		

保険年金

亡くなった方の、受給資格・給付サービスに関すること

亡くなった方があてはまるものについてご確認ください	手続き	手続きできる方	必要なもの	手続き期限	該当	受付窓口	受付済
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;"> 介護 高齢 </div>	介護保険証の返却(65歳以上の方)	<ul style="list-style-type: none"> ・保険証の返却 ・送付先の変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご遺族の方など 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険証 ・負担割合証、限度額認定証(お持ちの方) 	速やかに行ってください		
	要介護認定を受けている方で高額介護サービス費の支給がある場合	高額介護サービス費の支給申請 ※相続人に支給します	<ul style="list-style-type: none"> ・ご遺族の方など 	<ul style="list-style-type: none"> ・相続人の口座番号がわかるもの ・死亡者と相続人が同一世帯でない場合続柄のわかる戸籍(写し) 	支給の原因事実発生日から2年以内		9 介護保険課 総合支所 地域交流センター
	要介護認定申請中の方	取り下げの手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定の申請を行った方 		速やかに行ってください		
	敬老福祉優待バス乗車証を持っていた	バス乗車証の返却	<ul style="list-style-type: none"> ・ご遺族の方など 	<ul style="list-style-type: none"> ・バス乗車証 	速やかに行ってください		9 高齢福祉課 総合支所 地域交流センター

障がい

重度心身障害者医療費助成を受給していた	受給者資格の喪失届	<ul style="list-style-type: none"> ・ご遺族の方など 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉医療費受給者証 	速やかに行ってください		8 保険年金課 総合支所 地域交流センター
障がいの手帳を持っていた	各種手帳の返却と死亡の届出	<ul style="list-style-type: none"> ・ご遺族の方など 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ※精神障害者保健福祉手帳に関する手続きは地域交流センターでは受け付けていません。 	速やかに行ってください ※確定申告等で手帳の情報を使用する場合は、返還前に写しをとるなどして情報を保管してください。 ※手帳ケースにストラップがついていたり、手帳以外の私物が挟まっている場合は返還前に取り除いてください。		
→障がいに関する手当を受けていた	受給資格の喪失届		<ul style="list-style-type: none"> ※受付窓口でご相談ください 			
障がい福祉優待バス乗車証を持っていた	バス乗車証の返却	<ul style="list-style-type: none"> ・ご遺族の方など 	<ul style="list-style-type: none"> ・バス乗車証 			9 障がい福祉課 総合支所 地域交流センター
やまぐち障害者等専用駐車場利用証を持っていた	利用証の返却	<ul style="list-style-type: none"> ・ご遺族の方など 	<ul style="list-style-type: none"> ・やまぐち障害者等専用駐車場利用証 	速やかに行ってください		
自立支援医療受給者証を持っていた	受給者証の返還	<ul style="list-style-type: none"> ・ご遺族の方など 	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援医療受給者証 			
山口県心身障害者扶養共済制度に加入(受給)していた	死亡届等の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・ご遺族の方など 	<ul style="list-style-type: none"> ・手続きされる方の口座番号がわかるものなど 			

亡くなった方の、受給資格・給付サービスに関すること

亡くなった方があてはまるものについてご確認ください	手続き	手続きできる方	必要なもの	手続き期限	該当	受付窓口	受付済
こども 児童手当を受給していた →受給者(保護者)の方が亡くなった →お子さんが亡くなった	受給者資格の喪失届	※受付窓口でご相談ください		亡くなった日の翌日から15日以内	10	こども未来課 総合支所 地域交流センター	
	受給資格の喪失 または減額の届出	・児童手当を受給している方 ・上記の代理人	・代理人が手続きする場合、委任状 が必要となります。				
児童扶養手当(ひとり親の手当)を受給していた →受給者(保護者)の方が亡くなった →お子さんが亡くなった	受給者資格の喪失届	※受付窓口でご相談ください		速やかに行ってください ※手続きが遅れると支給済手当を返還していただく場合があります。	10	こども未来課 総合支所	
	受給資格の喪失 または減額の届出	・児童扶養手当を受給している方	・児童扶養手当証書				
特別児童扶養手当を受給していた →受給者(保護者)の方が亡くなった →お子さんが亡くなった	受給者資格の喪失届	※受付窓口でご相談ください		速やかに行ってください ※手続きが遅れると支給済手当を返還していただく場合があります。	8	保険年金課 総合支所 地域交流センター	
	受給資格の喪失 または減額の届出	・特別児童扶養手当を受給している方 ・上記の代理人	・代理人が手続きする場合、委任状 が必要となります。				
乳幼児、こども医療の医療費助成を受給していた ひとり親家庭医療の医療費助成を受給していた →受給者(保護者)の方が亡くなった →お子さんが亡くなった	受給者資格の喪失届	・保護者の方	・福祉医療費受給者証	速やかに行ってください	8	保険年金課 総合支所	
		※受付窓口でご相談ください	・福祉医療費受給者証				
保育園・認定こども園・へき地保育所に通っていた 放課後児童クラブに通っていた 学校に通っていた	退園等の手続き 退会の手続き 退学等の手続き	※各施設にご相談ください				通っていた園 通っていた児童クラブ 通っていた学校	

亡くなった方の、資産や税・料金に関すること

亡くなった方があてはまるものについてご確認ください	手続き	手続きできる方	必要なもの	手続き期限	該当	受付窓口	受付済
税・料金 山口市に土地・家屋などの固定資産を所有していた	固定資産の現所有者の届出	・現所有者 (相続人、遺言の受遺者等)		手続き案内到着後 速やかに行ってください		22 2階 税務管理室	
	→固定資産を共有していた	共有代表者の変更届 (亡くなられた方が代表の場合)	・共有者代表者の相続人等 ・共有者	※受付窓口でご相談ください			
山口市に未登記家屋を所有していた	未登記家屋所有者 変更申出書	・相続人等				3階 農業委員会 事務局	
	→農地を相続する	農地の所有者届出	・農地を相続した方	※受付窓口でご相談ください	権利取得を知った日から 10ヶ月以内		
→森林を相続する	森林の土地の 所有者届出	・森林を相続した方 ・上記の代理人	・登記事項証明書その他の 届出の原因を証明する書面 ・土地の位置を示す地図		亡くなってから90日以内	3階 農林整備課 総合支所	
原付バイク(125cc以下)・小型特殊自動車 (トラクター等)を所有していた	廃車または名義変更	・相続人 ・上記の代理人		※受付窓口でご相談ください	当該年度の翌4月1日	22 2階 税務管理室 総合支所	
税・料などを口座振替で山口市に納めていた	口座振替の廃止・変更	・ご遺族の方など	・預金通帳、通帳の届出印			22 2階 収納課 総合支所	
山口市に納める税・料などに未納がある	納付相談	・ご遺族の方など		※受付窓口でご相談ください			
上下水道の使用をやめる場合	閉栓の届出	・ご遺族の方など				上下水道 料金センター ☎083-933-6664	
上下水道の使用人名義を変更する場合	使用名義変更		☎お電話で手続きできます				

その他

犬を飼っていた	飼い主の変更手続き	・新たな飼い主 ・上記の代理人			亡くなってから30日以内	3階 環境衛生課 総合支所	
パスポートを持っていた	パスポートの返納	・親族等		※受付窓口でご相談ください	速やかに行ってください	1 戸籍住民課	
市営住宅に入居していた	退去 または入居承継 手続き(名義変更)	・同居人 ・親族等	・死亡を証する書面	※受付窓口でご相談ください	亡くなってから30日以内	3階 建築課 総合支所	
市営墓地の利用者である	承継の手続き	・親族等	・墓地利用許可証 等	※受付窓口でご相談ください	速やかに行ってください	21 2階 生活安全課 ※岡山共葬墓地は 阿知須総合支所 総合サービス課	
→市営墓地に納骨を希望する	納骨の手続き	・利用者	・埋火葬許可証 等	※受付窓口でご相談ください	納骨日が決まり次第		
市営阿知須合同納骨塔の利用者である	承継の手続き	・親族等			速やかに行ってください	阿知須総合支所 総合サービス課	
浄化槽を使用されている	管理者変更の手続き	・親族等		※受付窓口でご相談ください	亡くなってから30日以内	上下水道局 業務課 各管理運営組合	
集落排水施設を使用されている	名義変更や閉栓の 手続き	・同居人 ・親族等			速やかに行ってください		
農地を耕作・管理している または他人に耕作・管理を依頼している	耕作者変更の手続き	※受付窓口でご相談ください				3階 農業振興課	

遺されたご家族に関する届出・申請

	亡くなった方があてはまるものについてご確認ください	手続き	手続きできる方	必要なもの	手続き期限	該当	受付窓口	受付済	
住所	世帯主が亡くなり、 残る世帯員が二人以上の場合	世帯主変更届出	<ul style="list-style-type: none"> 残った世帯の方 上記の代理人 	<ul style="list-style-type: none"> 代理人が手続きする場合、委任状が必要となります。 	世帯主が変わってから14日以内		5 総合窓口課 総合支所 地域交流センター		
	健康保険の扶養から外れて、 国民健康保険に加入する方	国民健康保険の加入 (74歳まで) 国民年金の加入 (20歳～59歳までの配偶者)	<ul style="list-style-type: none"> 世帯主 扶養から外れる方 上記の代理人 	<ul style="list-style-type: none"> 加入していた健康保険の「資格喪失証明書」 	資格喪失日より14日以内		7 保険年金課 総合支所 地域交流センター		
	国民健康保険に加入していて 世帯主が変わる方	新しい資格確認書の交付	<ul style="list-style-type: none"> 新しい世帯主 世帯主が変わる方 上記の代理人 	<ul style="list-style-type: none"> 変更前の国民健康保険資格確認書 			総合支所 地域交流センター	案内	
	受けられる年金給付がないか、確認とご相談	<ul style="list-style-type: none"> 遺族基礎年金(子のある妻または子) 国民年金寡婦年金(65歳未満の妻) 国民年金死亡一時金 遺族厚生年金 	※受付窓口でご相談ください ※お手続きは全国の年金事務所、各共済組合でも可能です。	※受付窓口でご相談ください				提出	
こども	お子さんが医療費の助成を受けていて 保護者が亡くなった方	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児、こども医療費助成 ひとり親家庭等医療費助成 重度心身障害者医療費助成 	※ご家庭の状況により利用できる制度や必要なものが異なりますので、受付窓口でご相談ください。				8 保険年金課 総合支所 地域交流センター		
	18歳以下のお子さんがある方	児童手当の申請 児童扶養手当の申請		※受付窓口でご相談ください	死亡日の翌日から15日以内 支給対象児童を監護するようになってから、可能な限り速やかに (申請月の翌月分から対象となります)		10 こども未来課 総合支所		
	放課後児童クラブへの入所を希望する方	利用申込の手続き		※受付窓口でご相談ください				24 2階 こども未来課	
	保育園・認定こども園・へき地保育所に入園を希望する方	利用申込の手続き		※受付窓口でご相談ください		利用希望月の前月の15日迄(15日が閉庁日の場合は直前の開庁日迄)		23 2階 保育幼稚園課	
	小・中学校に通うお子さんがいて、経済的に就学に対する援助が必要な方	就学援助の相談・申請			※受付窓口でご相談ください			25 2階 学校教育課 総合支所	

●担当課一覧

連絡先	電話番号
戸籍住民課 住民記録担当	083-934-2771
保険年金課 国保担当	083-934-2802
保険年金課 年金担当	083-934-2801
保険年金課 後期高齢担当	083-934-2969
保険年金課 福祉医療担当	083-934-2803
介護保険課 介護給付担当	083-934-2795
障がい福祉課 給付担当	083-934-2961
こども未来課 手当給付担当	083-934-2797
税務管理室	083-934-2734 / 083-934-2930
市民税課 市民税担当	083-934-2735
資産税課 家屋担当	083-934-2736
収納課 管理担当	083-934-2739
生活安全課 生活安全担当	083-934-2986
環境衛生課 衛生調整担当	083-934-2690
建築課 住宅管理担当	083-934-2843
農業振興課 農業振興担当	083-934-2817
農林整備課 林業振興担当	083-934-2819
農業委員会事務局 農地担当	083-934-2882
上下水道料金センター	083-933-6664
上下水道局業務課 水洗化担当	083-933-6691
阿東簡易水道事務所	083-956-0981

●各地域交流センター

(大殿、白石、湯田、小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東を除く)

連絡先	電話番号
仁保地域交流センター	083-929-0411
小鯖地域交流センター	083-927-0050
大内地域交流センター	083-927-0301
宮野地域交流センター	083-928-0234
吉敷地域交流センター	083-922-0668
平川地域交流センター	083-922-0026
大歳地域交流センター	083-922-2461
陶地域交流センター	083-972-0702
鑄銭司地域交流センター	083-986-2001
名田島地域交流センター	083-972-0710
二島地域交流センター	083-987-2121
嘉川地域交流センター	083-989-2001
佐山地域交流センター	083-989-3001

●各総合支所

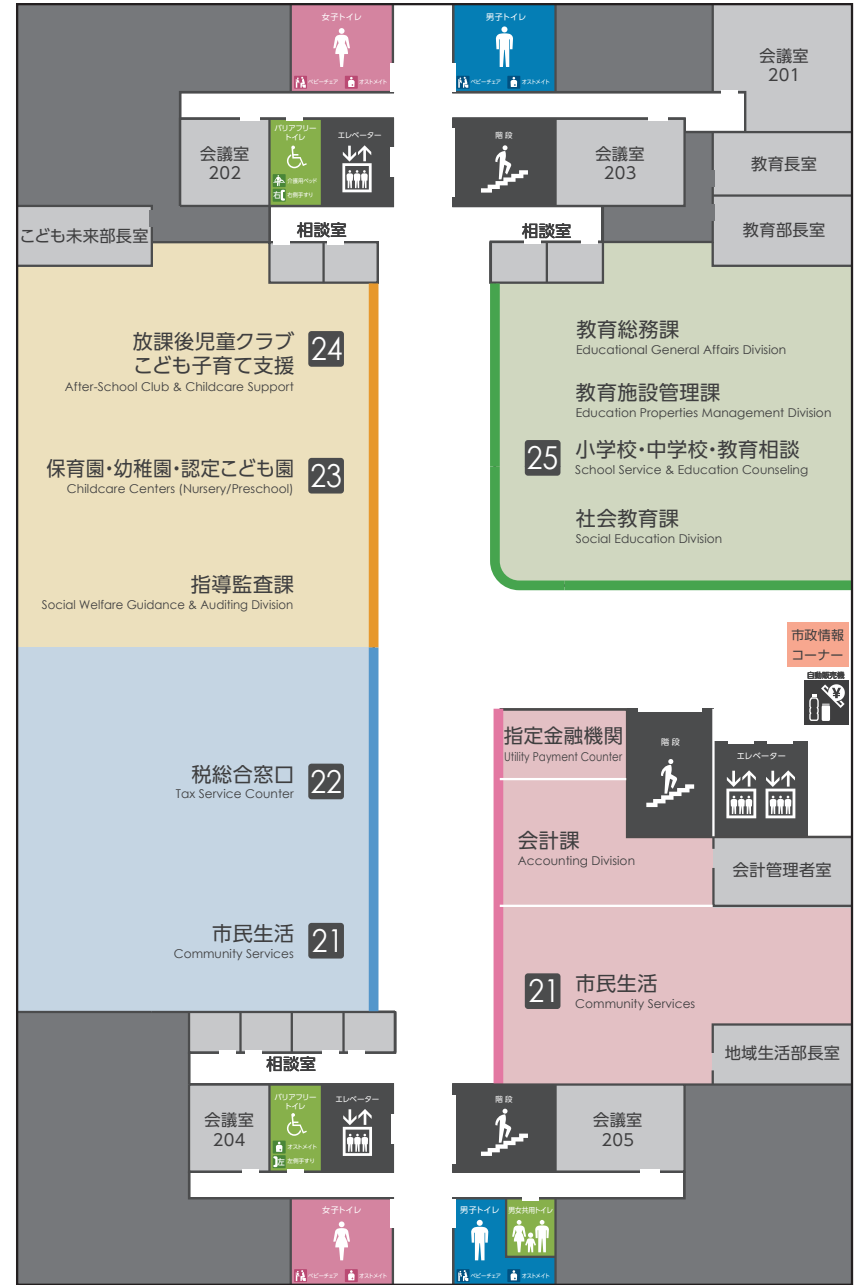
	連絡先	電話番号
小郡総合支所	総合サービス課	083-973-8134
	介護保険課 介護認定第2担当	083-973-8154
	環境衛生課 南部衛生担当	083-973-8136
	南部農林振興事務所	083-973-2457
	南部土木事務所	083-973-8162
	上下水道料金センター小郡出張所	083-973-6332
秋穂総合支所	総合サービス課	083-984-8022
	地域振興課	083-984-8021
	南部農林振興事務所 (小郡総合支所内)	083-973-2457
阿知須総合支所	南部土木事務所 (小郡総合支所内)	083-973-8162
	総合サービス課	0836-65-4113
	地域振興課	0836-65-4112
	南部農林振興事務所 (小郡総合支所内)	083-973-2457
徳地総合支所	南部土木事務所 (小郡総合支所内)	083-973-8162
	総合サービス課	0835-52-1113
	介護保険課 介護認定徳地担当	0835-52-1121
	地域振興課	0835-52-1111
	徳地農林振興事務所	0835-52-1115
阿東総合支所	徳地土木事務所	0835-52-1112
	総合サービス課	083-956-0794
	介護保険課 介護認定阿東担当	083-956-0157
	地域振興課	083-956-0117
	阿東農林振興事務所	083-956-0984
	阿東土木事務所	083-956-0998

●各分館、大海総合センター

	連絡先	電話番号
徳地地域交流センター	島地分館	0835-54-0001
	串分館	0835-54-0222
	八坂分館	0835-56-0301
	袖野分館	0835-58-0001
阿東地域交流センター	篠生分館	083-955-0111
	生雲分館	083-954-0044
	地福分館	083-952-0301
	嘉年分館	083-958-0111
大海総合センター		083-984-2053



1階フロア図

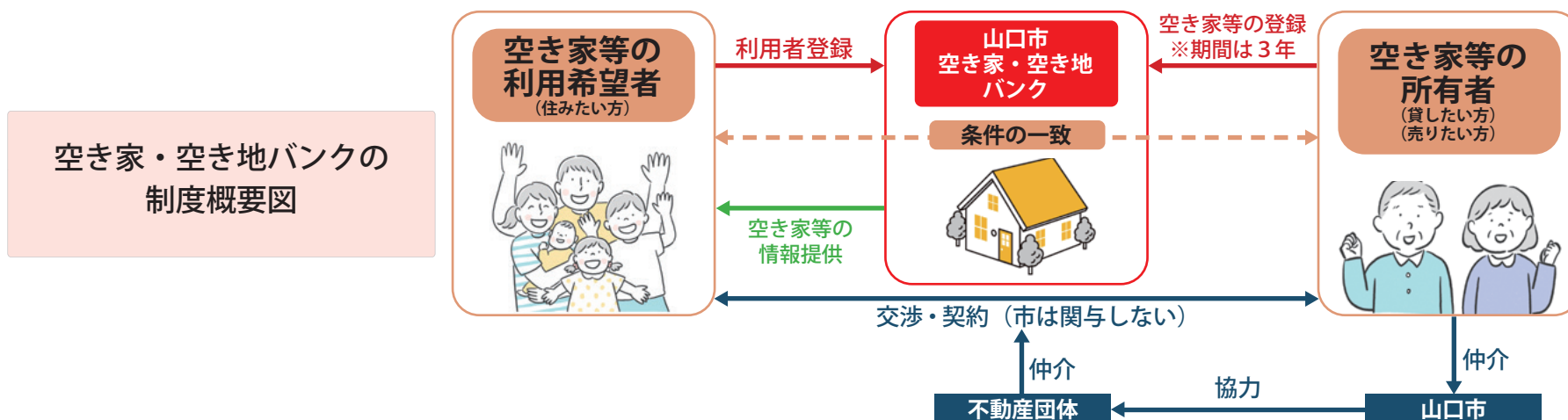


2階フロア図

空き家・空き地バンクのお知らせ

(対象地域：仁保、秋穂二島、秋穂、徳地、阿東)

山口市では、上記の地域を対象に活用できる空き家・空き地を、活用したい方にご紹介する「空き家・空き地バンク制度」を実施しています。これから賃貸や売買をご検討される場合には、空き家・空き地バンクのご利用も併せてご検討ください。また、空き家バンクに登録された物件や成約物件に利用いただける家財道具等処分に対する補助制度や、成約物件の改修補助制度があります。詳細はお問い合わせください。



空き家・空き地
バンクに関する
相談窓口



山口市役所本庁舎 3階 山口市移住サポートセンター すむ住む相談所
(農山村づくり推進課 移住定住担当)

TEL: 083-934-4646 E-mail: nousanson@city.yamaguchi.lg.jp

空き家の適切な管理

「所有している空き家を手放したくない…」

「将来的に住む可能性がある…」

「空き家の活用を考えているけど、すぐにはできない…」等

※家は人が住まなくなるとすぐに傷んでしまいます。今後利用する予定がなければ売買・賃貸・解体などを早めに考えましょう。

▶ 空き家の適切な管理をしましょう

空き家に関する
相談窓口



山口市役所本庁舎 2階 生活安全課 空家対策室

TEL: 083-934-2915 E-mail: seikatu-a@city.yamaguchi.lg.jp

亡くなった方の状況に応じて、市役所以外でも様々な手続きが必要となります。必要な手続きは、ご自身でご確認ください。

必要な証明書を市役所で取る

- ・亡くなった方の状況や手続きされる方によって必要となる書類が異なります。
- ・必要となる書類は、各々の手続き先に確認することをお勧めいたします。

市役所で取れる証明書

住民票
 戸籍証明書（戸籍謄本、戸籍抄本、除籍謄本、除籍抄本など）
 所得・課税証明書
 印鑑登録証明書 など

法定相続情報証明制度

法務局に被相続人（亡くなった方）の出生から死亡までの連続する戸籍謄本や、相続人の戸籍謄本等必要書類を提出することで法定相続人を一覧にした図表を作成してもらえる制度です。（作成及び発行費**無料**）
 19 ページ参照

各々の手続き先で提出して使う

これらは一例です

銀行

法務局

年金機構

家庭裁判所

生命保険

税務署

戸籍をとる前に

相続の手続きでは、亡くなったことや相続人が誰かを確認するため、戸籍の提出を求められることが一般的です。戸籍を請求する際は、以下について事前にご確認のうえ、ご請求いただくとスムーズな手続きが可能です。

1. 戸籍を取れる人は誰か

戸籍を取ることができるのは、以下の方です。それ以外の方が代わりに取る場合は、以下の方からの委任状をお持ちください。（委任状の作成は、この手続きガイドの22ページのひな形用紙をお使いください。）

- ① その戸籍に載っている方
- ② 戸籍に載っている方の配偶者
- ③ 戸籍に載っている方の直系親族（親、子、孫等）
- ④ 戸籍を使って手続きをしなければならない方（未支給年金の請求者、預金を相続する人等）

2. どこで戸籍をとれるか

- ・①、②、③の方は全国の市区町村役場で必要な戸籍証明書（謄本のみ）が取得可能です。（戸籍の「広域交付」といいます。転籍等で本籍地が複数自治体になる時は、時間を要する場合があります。）
- ・代理人の場合や④の方は広域交付を利用できません。本籍地を確認して本籍地で戸籍証明書を取得してください。（本籍地は死亡届のコピーや火葬許可証に記載されています。本籍地へ郵送により戸籍証明書を請求することも可能です。）

※自分の戸籍は、マイナンバーカードを利用してコンビニエンスストアにて取得することもできます。

（カード所有者または同一戸籍の方の戸籍謄抄本に限ります。コンビニ交付が利用できるかについては本籍地にお問い合わせください。）

3. どのような戸籍が必要か

戸籍には、「戸籍謄本」「除籍謄本」「改製原戸籍」など様々な名称があります。また、それぞれの戸籍に載っている内容も人によって異なります。手続きの必要書類を確認する際は、戸籍の名称ではなくどのような内容が載った戸籍が必要か確認することをお勧めします。

（例）「亡くなった方の出生から死亡までの戸籍が必要」「亡くなったことが載っている戸籍謄本等が必要」等

亡くなった方があてはまるものについてご確認ください	手続き	手続き先	最寄りの連絡先	
相続全般	亡くなった方の預貯金や不動産等の相続手続きがいくつもある場合	法定相続情報証明制度	以下のいずれかの法務局 ・亡くなった方の本籍地 ・亡くなった方の住所地 ・不動産の所在地 ・相続人の住所地	山口地方法務局 電話：083-922-2295
相続の放棄をしたい	相続放棄の申述 ※相続を知ってから3か月以内に手続きが必要です。	亡くなった方の住所地の家庭裁判所	山口家庭裁判所 電話：083-922-1330	
法務局に遺言書を預けていた	・遺言書保管事実証明書の交付の請求 ・遺言書情報証明書の交付の請求 ・遺言書の閲覧の請求	最寄りの法務局	山口地方法務局 電話：083-922-2295	
亡くなった方の自筆の遺言書がある	遺言書検認の申し立て	亡くなった方の住所地の家庭裁判所	山口家庭裁判所 電話：083-922-1330	
公正証書の遺言があるはずだが見つからない	公正証書遺言の検索	最寄りの公証役場	山口公証役場 電話：083-925-0035	
保険年金	会社の保険証を使用していた	保険証または資格確認書の返納	/	
→葬祭を行った	埋葬料（埋葬費）又は葬祭費の支給申請	加入していた健康保険組合		
→高額な医療費の支払いをしていた	高額療養費などの支給申請			
難病の医療費助成を受けていた	特定医療費（指定難病）受給者証等の返納	受給者証を発行している保健所	山口県山口健康福祉センター 電話：083-934-2533	
生命保険に加入していた	死亡保険金の請求、入院給付金の請求等	加入していた生命保険会社又は代理店	/	
損害保険に加入していた	名義変更・解約等	加入していた損害保険会社又は代理店	/	
個人型確定拠出年金（iDeCo）に加入していた	死亡一時金の請求手続き	亡くなった方が選択していた年金の運営管理機関	/	
年金を受給していた →共済年金のみを受給していた	未支給年金の請求または死亡届	加入していた共済組合 など	/	
→企業年金を受給していた	受給者死亡による年金の支払い停止の連絡	各企業年金基金等または企業年金連合会（年金相談室）	企業年金連合会（年金相談室） 電話：0570-02-2666	
戦没者の遺族に発行される記名国債を持っていた	国債の記名変更、償還金の受け取り	償還金支払い場所（国債の裏面に記載）	/	
恩給を受給していた	未支給金の請求、または過払い金の返還	総務省恩給相談窓口	恩給相談専用電話 電話：03-5273-1400	

亡くなった方があてはまるものについてご確認ください	手続き	手続き先	最寄りの連絡先
<p>預貯金等</p> <p>郵便局の口座がある</p>	<p>口座凍結時の解除手続き</p>	<p>ゆうちょ銀行または、郵便局の貯金窓口</p>	<p>相続コールセンター ☎0120-312-279 相続Web案内サービス</p> 
<p>銀行の口座がある</p>	<p>口座凍結時の解除手続き</p>	<p>金融機関にご相談ください</p>	
<p>資産運用をしていた →NISA口座を持っていた</p>	<p>非課税口座開設者死亡届</p>	<p>口座を開設している金融機関</p>	
<p>→株式を持っていた</p>	<p>株式の相続手続き</p>	<p>取引先の証券会社</p>	
<p>→国債</p>	<p>国債の名義変更または中途換金</p>	<p>国債を購入した金融機関</p>	
<p>住宅ローンがある</p>	<p>死亡による債務弁済（保険金請求）手続き または債務の相続手続き</p>	<p>現在返済中の金融機関 （ローンの申込みをした金融機関）</p>	
<p>税・料金</p> <p>土地・家屋などの固定資産を所有していた</p>	<p>土地・家屋等移転登記</p>	<p>不動産がある区域を管轄する法務局</p>	<p>山口地方法務局 電話：083-922-2295</p>
<p>軽四輪を所有していた</p>	<p>名義変更または廃車手続き</p>	<p>使用の本拠地を所管する軽自動車検査協会</p>	<p>軽自動車検査協会山口事務所 電話：050-3816-3085</p>
<p>二輪（125cc超のバイク）を所有していた</p>	<p>名義変更または廃車手続き</p>	<p>使用の本拠地を所管する運輸支局</p>	<p>中国運輸局山口運輸支局 電話：050-5540-2073</p>
<p>普通自動車を所有していた</p>	<p>名義変更または廃車手続き</p>		
<p>亡くなった方からの相続で財産を取得し 相続税がかかる</p>	<p>相続税の申告</p>	<p>亡くなった方の住所地を管轄する税務署</p>	<p>山口税務署 電話：083-922-1340</p>
<p>自営業などで確定申告をしていた人が 亡くなった</p>	<p>所得税の準確定申告</p>		

亡くなった方があてはまるものについてご確認ください	手続き	手続き先	最寄りの連絡先
<div data-bbox="40 209 136 316" style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; width: 33px; height: 33px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; color: red; font-weight: bold; font-size: 12px;">生活</div> 固定電話を使用していた	契約承継や名義変更、解約の手続き	NTTや各契約会社	NTT西日本 電話：116 (局番なし) 
携帯電話を使用していた	名義変更や解約の手続き	各契約会社	
インターネットを使用していた	名義変更や解約の手続き	各契約会社	
テレビを持っていた (NHK受信料を支払っていた)	名義変更や解約の手続き	NHK (日本放送協会)	※名義変更は 以下でも手続き可能 NHK 電話：0120-15-1515 
ケーブルテレビ	名義変更や解約の手続き	各契約会社	
電気の契約をしていた	名義変更や解約の手続き	中国電力 (株) 等、ご契約していた電力会社	山口統括セールスセンター 電話：0120-612-530
ガスを使用していた	名義変更や解約の手続き	各契約会社	
クレジットカードを持っていた	解約の手続き	各契約会社	
運転免許証を持っていた	免許証の返納手続き (義務はありません)	警察署	
在留カード または特別永住者証明書を持っていた	在留カードまたは特別永住者証明書の返納	(持参して返納する場合) 住所地を管轄する地方出入国在留管理官署 (郵送で返納する場合) 東京出入国在留管理局おだいば分室	※詳細は以下で 確認してください 周南出張所 電話：0834-21-1329 下関出張所 電話：083-261-1211 
SNSのアカウントを持っていた	アカウントの閉鎖、削除 または追悼アカウントへの移行	各SNS運営会社	

相続に関する専門家に手続きを依頼したい

亡くなった方があてはまるものについてご確認ください

手続き

手続き先

最寄りの連絡先

専門家

遺産相続に関する相談・トラブルの解決

弁護士に依頼する

依頼したい弁護士事務所

日本弁護士連合会
弁護士検索



不動産（土地・家屋）の登記関係

司法書士に依頼する

依頼したい司法書士事務所

日本司法書士連合会
司法書士検索



遺産分割協議書等の書類作成業務

行政書士に依頼する

依頼したい行政書士事務所

日本行政書士会連合会
行政書士検索



相続税等について相談したい

税理士に依頼する

依頼したい税理士事務所

日本税理士会連合会
税理士検索



あなたの手続きを応援します！

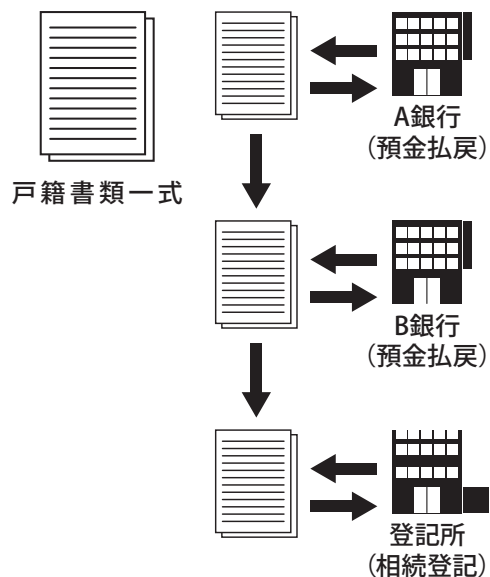
法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。(※1)

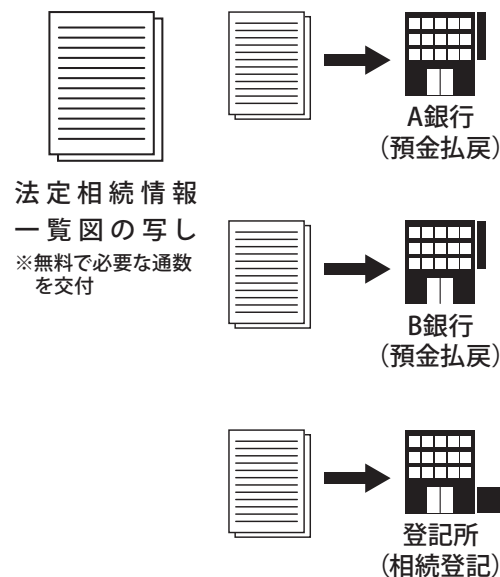
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出 (法定相続人または代理人)

1. 市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付 (登記所)

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家(※2)に依頼することも可能です。

(※2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士

18ページ参照

法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

[検索](#)



不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。
正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ ▶ 遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ①

戸籍関係書類の取得 相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ②

遺産分割協議・協議書の作成 協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化

ステップ③

登記申請書の作成 法務局（登記所）提出書類の作成

ステップ④

登記申請書の提出 法務局（登記所）へ提出

ステップ⑤

登記完了 法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

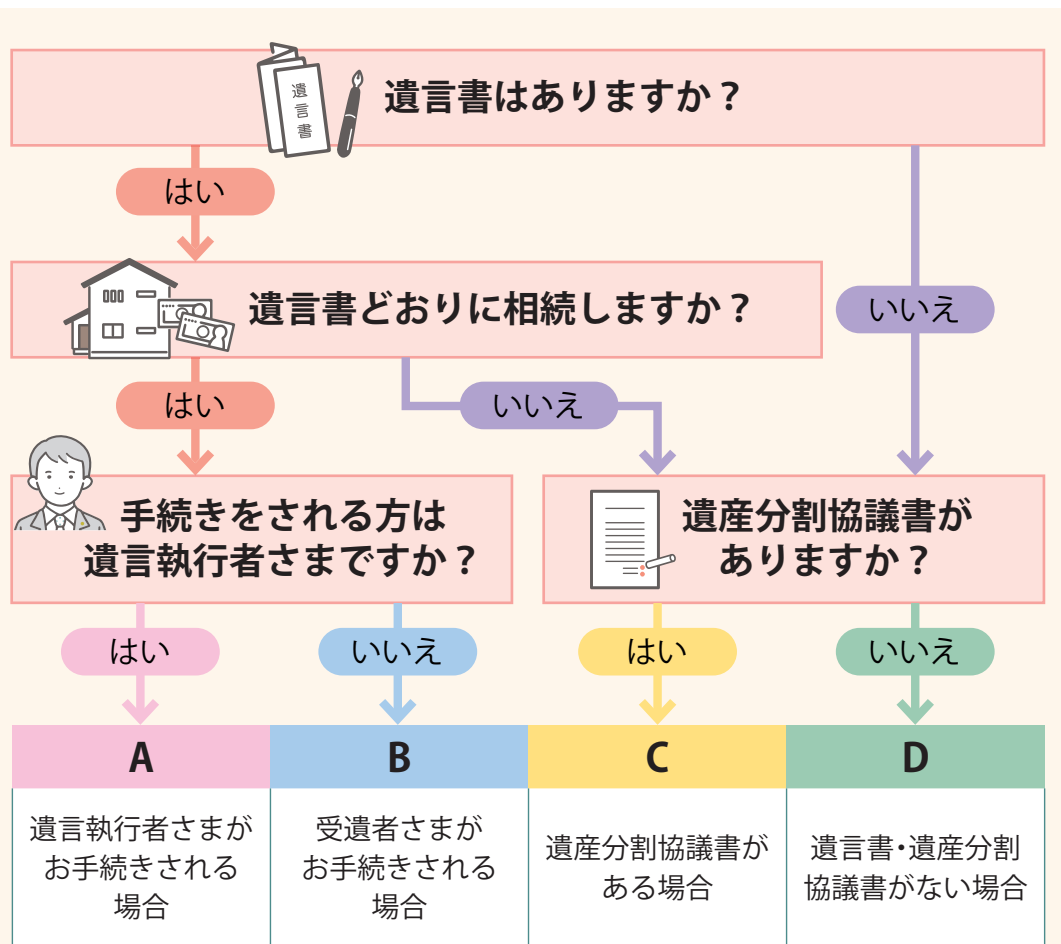
口座凍結解除の大まかな流れ

1. 金融機関窓口で口座凍結解除依頼
2. 口座凍結解除に必要な書類の収集
3. 凍結解除の必要書類を銀行に提出

※金融機関毎に必要な書類が異なるため、詳細は各金融機関にお問い合わせください。

※法定相続情報一覧図を法務局で取得すると、戸籍書類一式の提出の省略が可能となります。必要に応じて写しを複数取得することも出来るため、手続きの時間短縮になります。

必要書類の準備



代表的な持ち物

対象者	必要書類	入手先
全員	被相続人(故人)の通帳・証書、キャッシュカード等	ご遺族
全員	被相続人(故人)の戸籍謄本	市区町村
全員	各金融機関の必要書類	各金融機関
A B C D	相続人の印鑑証明 ・遺言書がある場合:遺言執行者分 ・遺言書がない場合:相続人全員分	市区町村
A B	遺言書(原本)	ご遺族
A B	検認調書または、検認済証明書(原本) ※自筆証書遺言で法務局への保管制度を利用されていない場合	家庭裁判所
C	遺産分割協議書(原本)	ご遺族
C D	相続人全員分の戸籍謄本	市区町村
D	相続関係届出書(金融機関により名称が異なります)	各金融機関

委任状(死亡に関する手続き用)

◆ 1. 委任する方(頼む方)

氏名	フリガナ	委任年月日	令和 年 月 日
	署名 ※委任する方が本人が署名してください	生年月日	大・昭・平・令・西暦 年 月 日
住所	※本人が手書きしない場合は、 記名押印 してください。 ※委任する方が本人が記入してください		
住所	日中連絡先	-	-

◆ 2. どなたを代理人にしますか(頼まれる方)

山口市長様
私は下記の者を代理人として、以下(◆3)の届出及び証明書取得又はいずれかの権限を委任します。

※委任する方が本人が記入してください

氏名	※委任する方が本人が記入してください
住所	※委任する方が本人が記入してください

◆ 3. 何を委任しますか(頼む手続きや証明書)

(氏名) _____ の死亡に伴う以下の手続きを委任します。

住所	※住民票の除票の請求の場合は記入してください。	
本籍	※戸籍の請求の場合は本籍・筆頭者を記入してください。	筆頭者
証明書 の交付 請求	<input type="checkbox"/> 年金請求のために必要な証明書 <input type="checkbox"/> 登記に必要な証明書 (住民票・戸籍・附票) <input type="checkbox"/> 預金相続に必要な証明書 (提出先: _____) <input type="checkbox"/> 戸籍 (使用目的: _____) <input type="checkbox"/> _____ の住民票 ※マイナンバーの住民票は任意代理人の方にはお渡しできません。委任する方が本人へ郵送します。 郵送料分の切手と返信用封筒をご用意ください。 <input type="checkbox"/> 亡くなった方の住民票 (除票) (使用目的: _____) 各 _____ 通 ※亡くなった方のマイナンバーは記載できません。1目的につき1通の発行となります。 <input type="checkbox"/> その他 (_____) 各 _____ 通	
市役所での届出	<input type="checkbox"/> 死亡届に関するすべての手続き (こちらにチェックした場合、下記のチェックは不要です。) <input type="checkbox"/> 年金に関する手続き <input type="checkbox"/> 国民健康保険・後期高齢者医療保険に関する手続き <input type="checkbox"/> 介護保険に関する手続き <input type="checkbox"/> 医療助成に関する手続き <input type="checkbox"/> 市税に関する手続き (市県民税・軽自動車税・固定資産税・都市計画税) <input type="checkbox"/> 児童手当・(特別)児童扶養手当の手続き <input type="checkbox"/> その他 (_____)	

※山口市記入欄

受付(原本保管課)

総合窓口、保険年金、介護、市民税、資産税、収納
子ども、総合サービス (_____)、その他 (_____)

**委任事項を必ず記入してください。
記入がない場合、代理人の方が届出や証明書の申請をすることはできません**

※裏面に記入例があります

キリトリ

委任状(死亡に関する手続き用)

記入例

◆1. 委任する方(頼む方)		委任年月日	令和 8 年 4 月 1 日
フリガナ	ヤマグチ ハナコ	生年月日	大(昭)平・令・西暦 18 年 8 月 30 日
氏名	署名 ※委任する方が本人が署名してください 山口 花子	(※)	日中連絡先 123 - 456 - 7890
住所	※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。 ※委任する方が本人が記入してください 山口市龜山町2番1号		

◆2. どなたを代理人にしますか(頼まれる方)

山口市長様	
私は下記の方を代理人として、以下(◆3)の届出及び証明書取得又はいずれかの権限を委任します。	
氏名	※委任する方が本人が記入してください 山口 一郎
住所	※委任する方が本人が記入してください 山口市系米2丁目6番6号

◆3. 何を委任しますか(頼む手続きや証明書)

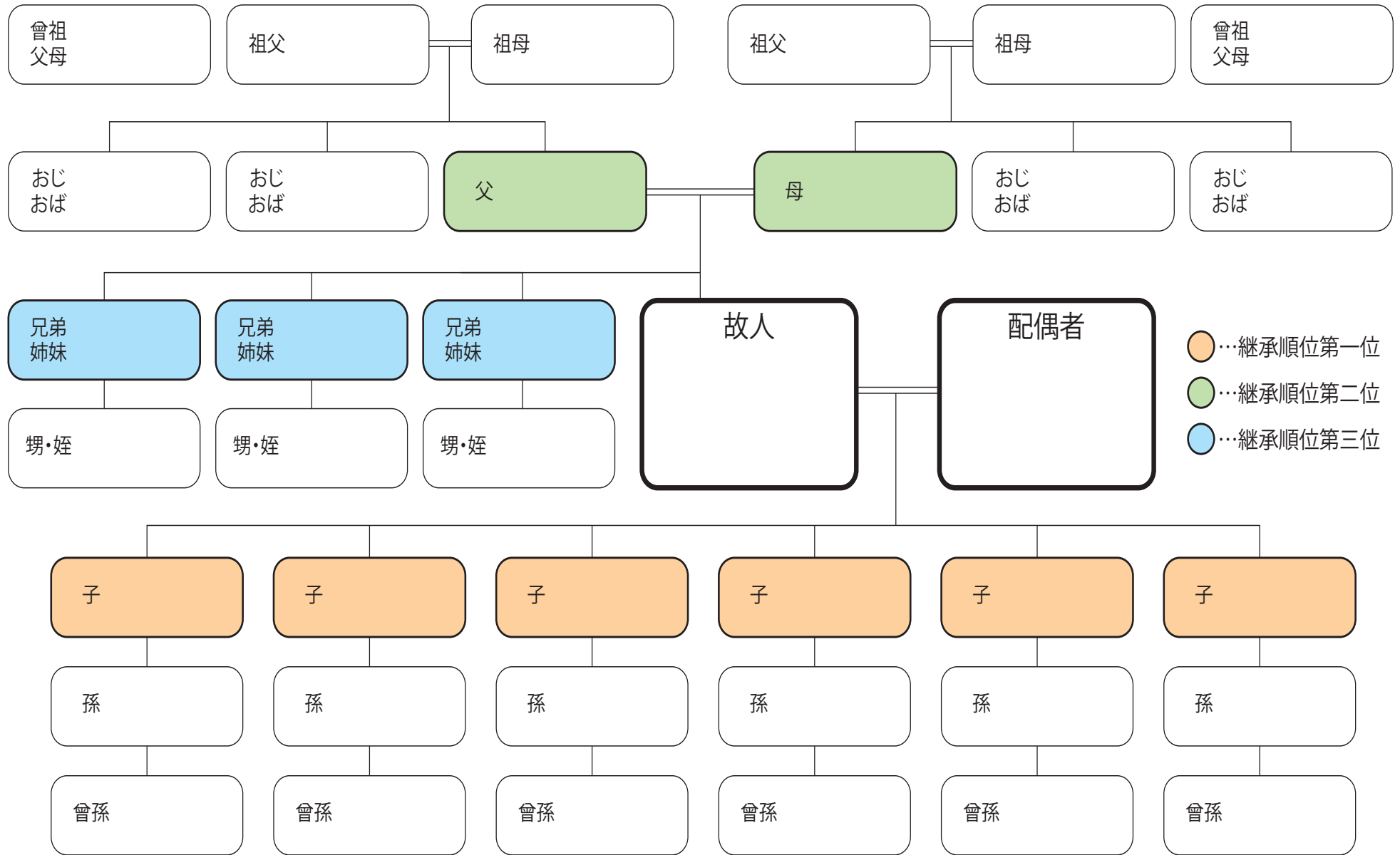
(氏名) **山口 太郎** の死亡に伴う以下の手続きを委任します。

証明書 の交付 請求	住所	※住民票の除票の請求の場合は記入してください。	
	本籍	山口市龜山町2番1号	筆頭者 山口 太郎
市役所 での届出	<input type="checkbox"/> 年金請求のために必要な証明書	各_____通	
	<input type="checkbox"/> 登記に必要な証明書(住民票・戸籍・附票)	各_____通	
	<input type="checkbox"/> 預金相続に必要な証明書	各_____通	
	(提出先:)		
	<input checked="" type="checkbox"/> 戸籍(使用目的: ××手続きのため△△に提出)	各 1 通	
	_____の住民票	各_____通	
<input type="checkbox"/> ワイナンバー入りの住民票は任意代理人の方にはお渡しできません。委任する方が本人へ郵送します。 郵送料分の切手と返信用封筒をご用意ください。			
<input type="checkbox"/> 亡くなった方の住民票(除票)(使用目的:)	各_____通		
<input type="checkbox"/> 亡くなった方のワイナンバーは記載できません。1目的につき1通の発行となります。			
<input type="checkbox"/> その他()	各_____通		
<input checked="" type="checkbox"/> 死亡届に関するすべての手続き(こちらにチェックした場合、下記のチェックは不要です。)			
<input type="checkbox"/> 年金に関する手続き			
<input type="checkbox"/> 国民健康保険・後期高齢者医療保険に関する手続き			
<input type="checkbox"/> 介護保険に関する手続き			
<input type="checkbox"/> 医療助成に関する手続き			
<input type="checkbox"/> 市税に関する手続き(市県民税・軽自動車税・固定資産税・都市計画税)			
<input type="checkbox"/> 児童手当・(特別)児童扶養手当の手続き			
<input type="checkbox"/> その他()			

すべての手続きを委任される場合は、こちらにチェック

※山口市記入欄

受付(原本保管課) 総合窓口、保険年金、介護、市民税、資産税、収納
ことも、総合サービス()、その他()



MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.



山口市役所

〒753-8650 山口市亀山町2番1号（山口市役所本庁舎（山口総合支所））
電話：083-922-4111（代表）



<https://www.city.yamaguchi.lg.jp/>

2026.4 現在